

災害復旧等事業（農地・農業用施設等）＜公共＞

【令和5年度予算概算決定額 8,513（8,466）百万円】
 （令和4年度補正予算額 25,218百万円）

＜対策のポイント＞

わが国では、国土の自然的、地理的条件から、毎年多くの災害が発生しています。災害復旧事業（農地・農業用施設等）は、被災した農地・農業用施設の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的としています。

＜事業目標＞

適切かつ速やかな災害復旧の実施及び再度災害の防止

＜事業の内容＞

1. 災害復旧事業 8,189（8,276）百万円

地震・豪雨等により被災した農地・農業用施設等の復旧事業を行います。また、激甚災害等において査定計画書の作成に要する調査・設計等の費用を支援します。
 （査定計画書の作成に関する委託費等への補助を激甚災害や高度な技術を要する箇所以外にも拡充）

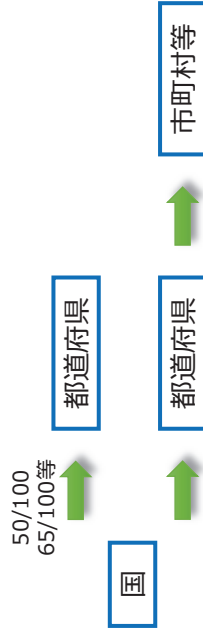
2. 災害関連事業

324（190）百万円

農業施設災害復旧事業と併せて、再度災害防止のための改築又は補強及び農村生活環境施設の復旧等を実施します。

※下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞

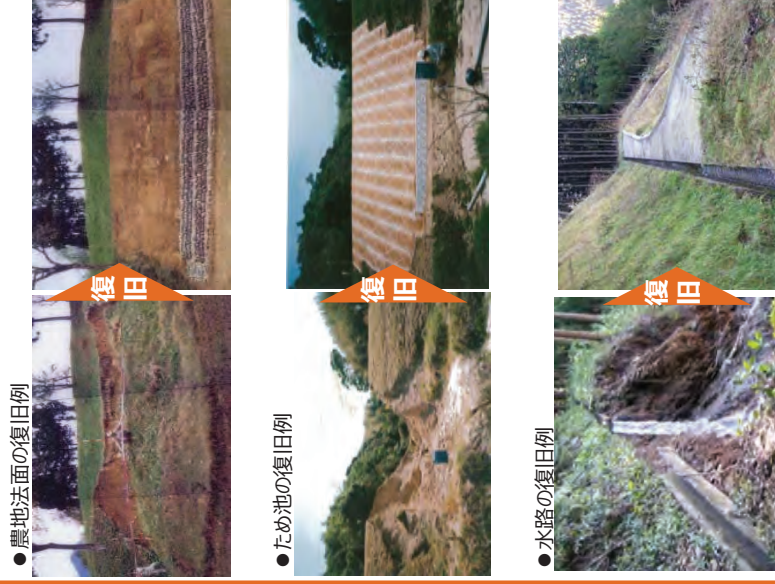


※農家一戸当たりの事業費により、補助率の高上げ制度あり。

＜事業イメージ＞

1. 農業施設災害復旧事業

被災した農地・農業用施設の早期復旧



2. 農業施設災害関連事業

再度災害防止のための施設改築・補強等



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課 （03-6744-2211）

災害復旧事業査定設計委託費等補助金（拡充）

- 近年、災害が頻発化し従来被災が少なかった地域においても局地的に災害が発生するとともに、災害対応を担う地方公共団体の技術系職員は全国的に減少。
- このため、地方公共団体の災害対応に係る負担軽減が図られるよう、査定設計書の作成に関する委託費等への補助を激甚災害や高度な技術を要する箇所以外にも拡充。

事業概要

災害復旧工事を促進するため、災害復旧事業計画概要書（査定設計書）を作成するのに要した調査、測量、試験又は設計に関する委託費等について、予算の範囲内において補助する。

【補助対象】

国 1 / 2 以内

＜現行＞

激甚災害に指定された災害に係る災害復旧事業

下記のいずれかに該当すること。

- ① 暫定法による国庫補助の増高を受ける事業主体
- ② 事業主体ごとの農林水産施設又は公共土木施設の災害復旧事業費の総額が3,000万円以上※となる災害復旧事業

※公共土木施設の場合、都道府県にあっては45億円、市町村にあっては3,000万円（いずれも令和3年度の額）

農村振興局長が特に適当と認める災害復旧事業

- 復旧内容が高度な技術を要する災害復旧事業

- ・ ため池及び頭首工を全面改修する箇所
- ・ 地すべり対策工法を実施する箇所
- ・ 橋梁に係る箇所
- ・ 特殊工法※を実施する箇所

※補強土壁工法、補強アンカー工法、推進工法、PIP工法、ニューマチックケーソン工法及び類似する工法

＜拡充＞（農村振興局長が特に適当と認める災害復旧事業に追加）

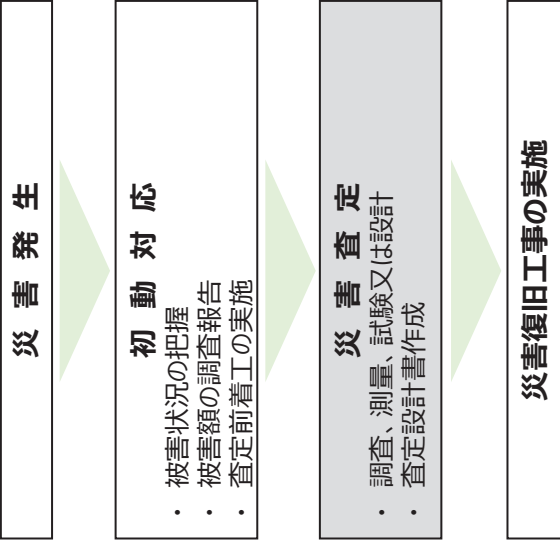
- 過去5か年平均※1の被災箇所数を超える地方公共団体の区域において実施する災害復旧事業。

※1: 激甚災害を除く

ただし、3以上の地方公共団体等※2において災害時の相互応援に関する協定（災害時の人員及び資機材の配備に関するもの）を締結している市町村の区域に限る。

※2: 「都道府県土地改良事業団体連合会」を含む

→ 災害対策基本法に示される地方公共団体間の相互応援を促進



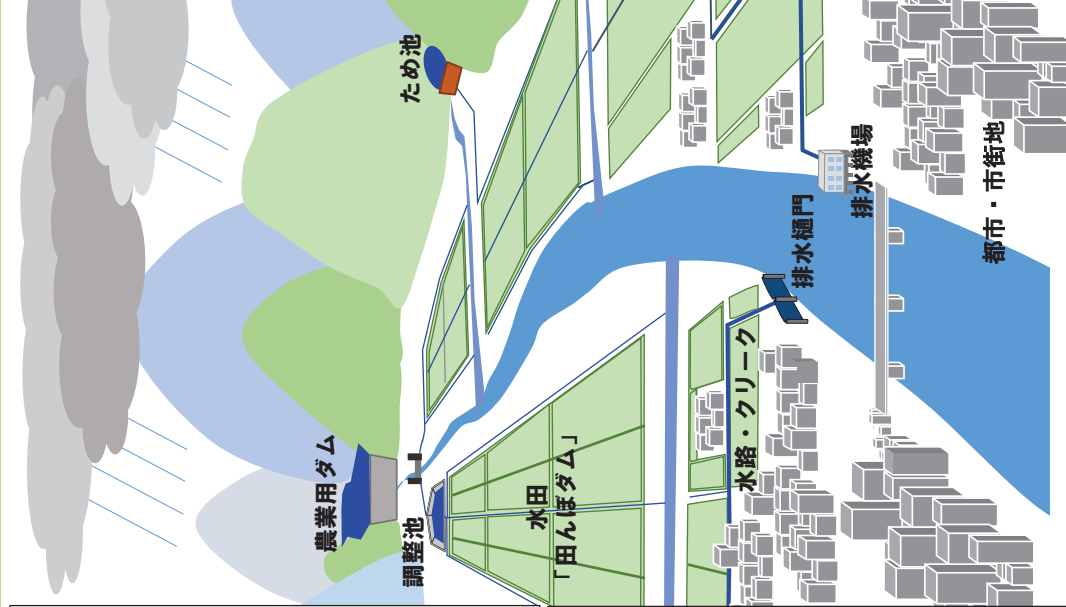
※事業主体ごとの査定設計委託費等補助金の合計が、都道府県1,200万円、市町村等120万円以上等

農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進（「流域治水」の取組）

＜対策のポイント＞

都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が位置しており、これらの農地・農業水利施設の多面的機能を活用して、あらゆる関係者協働の取組である「流域治水」を推進します。

＜事業の全体像＞



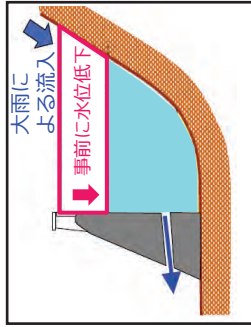
農業用ダムの活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで、洪水調節機能を発揮。
- 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。

〔各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留〕

【施設の整備等】

- 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等



排水施設等の活用

- 農業用の排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の浸水も防止・軽減。

〔排水機場と周辺の市街地〕



【施設の整備等】

- 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作、危機管理システムの整備等

水田の活用（田んぼダム）

- 「田んぼダム」（落水口に流出量を抑制する板等を設置し、水田に降った雨をゆっくりと排水）の取組によって浸水被害リスクを低減。



【施設の整備等】

- 水田整備、「田んぼダム」の取組促進

ため池の活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで、洪水調節機能を発揮。



- 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐にスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。



【施設の整備等】

- 堤体補強、洪水吐改修、施設管理者への指導・助言等

農業農村整備事業における「田んぼダム」の取組の推進

＜対策のポイント＞

水田の落水口に流出量を抑制する堰板等をとりつけ、水田に降った雨を一時的に貯留することで、実施する地域や下流域の河川や水路における水位の急上昇を抑え、浸水被害リスクを低減させる「田んぼダム」の取組を推進します。

＜事業の内容＞

1. 「田んぼダム」の取組に対する支援

「田んぼダム」の取組を推進するため、調整活動や畦畔再構築等を定額で支援します。

【主な助成単価】 畦畔築立 14万円/100m、排水口整備 4万5千円/箇所（令和4年度単価）

【対象事業】

農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、
国営農用地再編整備事業、農地耕作条件改善事業

2. 「田んぼダム」の効果発現に向けた支援

「田んぼダム」の取組地域において、湛水による営農への影響を最小限にし、営農再開に向けて速やかな排水を行うため、基幹から末端までの農業水利施設の一体的な整備等を支援します。

【対象事業】

水利施設整備事業（流域治水推進型）

【実施要件】

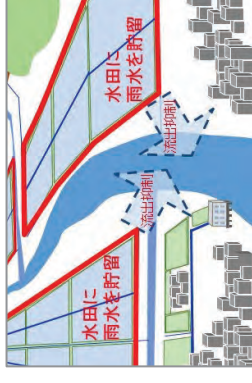
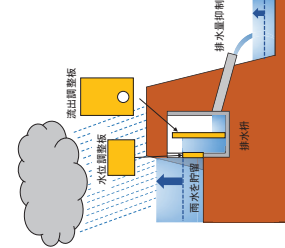
- ・ 「田んぼダム」の取組等を定めた計画を策定すること
- ・ 受益面積の5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込みであること

【対象地域】

- ① 流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施するもの
- ② 治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施するもの
- ③ 地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置づけられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの

＜事業イメージ＞

「田んぼダム」の取組



水田に降った雨を貯留し
水田からの流出を抑制

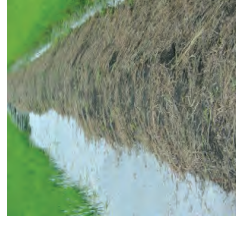
「田んぼダム」の導入・効果発現に向けた支援



畦畔が厚せ
容易に雨水が流出



畦畔の再構築を支援



堅牢な畦畔により
雨水を安全に貯留



水利用・土地利用等の
調査・調整活動を支援



排水路の整備



排水機場の整備

水田農業の高収益化の推進<一部公共>

<対策のポイント>

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進**します。

<政策目標>

水田における高収益作物の産地の創設（500産地〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 計画策定の支援

産地の合意形成、品目の選定や販路の確保等の「推進計画」の策定・改定に資する取組を支援します。

1. 計画策定の支援

〔畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産・利用拡大対策（3億円の内数）〕

2. 技術・機械等の導入支援

「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を優先採択で支援します。

- ① 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入、機械等のリース導入等
- ② 産地の収益力強化等のための農業用機械・施設の導入
- ③ 水田への果樹の新植や、省力樹形・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を本格的に高めたモデル産地の形成等

水田農業高収益化推進計画（都道府県）

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割（国と同様のプロジェクトチームを構築）
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク等

3. 高収益作物の導入・定着支援

「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① **高収益作物の導入・定着**（2万円（3万円※1）/10a×5年間
又は、10万円（15万円※1）/10a（一括））
 - ② **高収益作物による畑地化**（17.5万円※2/10a）
 - ③ **子実用とちもちの作付け**（1万円/10a）
- ※1 加工・業務用野菜等の場合
※2 令和5年度までの時限単価

支援後も計画の
実現をフォローアップ

承認・
支援

策定・
提出

4. 生産基盤の整備

基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた**畑地化・汎用化等を支援**します。

- ① 「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
- ② 一定割合以上の高収益作物等の導入を行う場合、農業者の費用負担を軽減

【お問い合わせ先】

- | | | |
|-----------|-------------|----------------|
| (1、2①の事業) | 畜産局飼料課 | (03-3502-5993) |
| (2①②の事業) | 農産局園芸作物課 | (03-6744-2113) |
| (2②の事業) | 経営局経営政策課 | (03-6744-2148) |
| (2③の事業) | 農産局果樹・茶グループ | (03-3502-5957) |
| (3の事業) | 農産局企画課※ | (03-3597-0191) |
| (4の事業) | 農村振興局設計課 | (03-3502-8695) |
- ※プロジェクトの窓口を担当

2. 技術・機械等の導入支援

- ①：時代を拓く園芸産地づくり支援事業（8億円の内数）
畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産・利用拡大対策（3億円の内数）
- ②：強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ、農地利用効率化等支援交付金（136億円の内数）
- ③：果樹農業生産力増強総合対策（51億円の内数）

3. 高収益作物の導入・定着支援

〔水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成（22億円）、畑地化促進事業のうち定着促進支援及び畑地化支援（250億円の内数）※令和4年度補正予算事業〕

4. 生産基盤の整備

〔農業競争力強化基盤整備事業（3,323億円の内数）、農地耕作条件改善事業（200億円）、畑作等促進整備事業（20億円）等〕

畑作物の本作化対策<一部公共>

【令和4年度補正予算額 1,144億円の内数】

<対策のポイント>

国産需要が高まる麦・大豆等の畑作物の本作化に向け、畑作物の導入・定着に向けた取組や、機械・技術の導入のほか、水田の畑地化・畑地の高機能化等に必要となる基盤整備、安定供給に向けた流通対策、利用拡大に向けた消費対策等の支援を行います。

<政策目標>

麦・大豆等の生産量を拡大（小麦 108万t、大麦・はちまき 23万t、大豆 34万t [令和12年度まで]）

<事業の全体像>

畑作物の本作化の促進

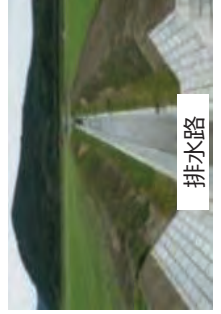
- 畑地化促進事業 250億円
 - ・ 水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間を支援
 - ・ 畑作物の産地づくりに向けた関係者間の調整や、土地改良区の地区除外資金等を支援

- 畑作物産地形成促進事業 300億円の内数
 - ・ 実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を支援



農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策 400億円

- ・ パイプライン化や排水改良等による水田の畑地化等の基盤整備を支援



- ・ 畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備等の基盤整備を支援



- ・ 畜産クラスター計画を策定した地域において、草地の大区画化、排水改良等の基盤整備を推進

小麦・大豆の国産化の推進

- 国産小麦・大豆供給力強化総合対策 64億円
 - ・ 麦・大豆等の国産シエアを拡大するため、水田・畑を問わず、作付けの国産化や営農技術の導入等を支援するほか、安定供給に向けた一時保管や新たな流通モデルづくり、利用拡大に向けた新商品開発やPR、マッチング等を総合的に支援



国産需要の高い作物の生産拡大支援

- 持続的畑作生産体系確立緊急支援事業 50億円の内数
 - ・ てん菜の一部を国産需要の高い大豆等に転換する取組を支援

畑作物の本作化対策＜一部公共＞のうち

農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策＜公共＞

【令和4年度補正予算額 40,000百万円】

＜対策のポイント＞

麦・大豆等の海外依存度の高い品目の生産拡大を促進するため、排水改良等による水田の畑地化等、畑地かんがい施設の整備等による畑地の高機能化、草地整備等を推進します。

＜事業目標＞

主食用米から麦・大豆、野菜等への転換及び飼料作物の単収増加を促進

＜事業の内容＞

1. 水田の畑地化等のための整備

畑作物・園芸作物の導入・定着に向け、パイプライン化や排水改良等による水田の畑地化等の基礎整備を支援します。

【附帯事業】

畑作物・園芸作物の導入面積割合に応じた促進費 等

2. 畑地かんがい等の生産基盤や営農環境の整備

畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備等の基礎整備を支援します。

【附帯事業】

高収益作物の導入面積割合に応じた促進費 等

3. 畜産クラスターを後押しする草地整備

肉用牛・酪農の生産基盤強化のため畜産クラスター計画を策定した地域において、草地の大区画化や排水改良等の基礎整備を支援します。

＜事業の流れ＞

1/2、定額 等



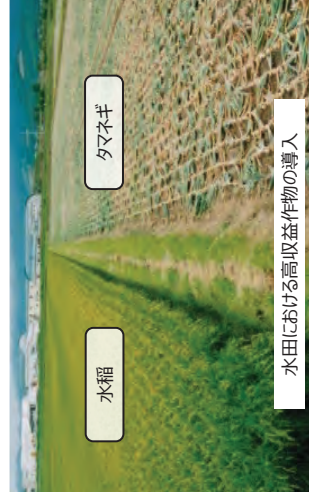
国

民間団体等
(都道府県、市町村を含む)

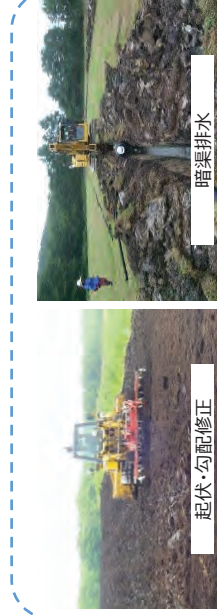
※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

＜事業イメージ＞

水田の畑地化・畑地の高機能化



飼料生産の基礎整備



草地の整備・改良



【お問い合わせ先】

- (1、2の事業) 農村振興局水資源課 (03-3502-6244)
- (3の事業) 畜産局飼料課 (03-6744-2399)
- 農村振興局農地資源課 (03-6744-2207)
- 水資源課 (03-3502-6244)
- 防災課 (03-3502-6430)